[はじめに]<認定要領を参照のこと>

この診断書においては，以下の４つの障害区分のうち，認定を受けようとする障害について，

□に✓をいれて選択し，その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

　なお，音声機能障害，言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については，各々

について障害認定することは可能であるが，等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨，留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはしない）。

* 聴覚障害 →『１「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
* 平衡機能障害 →『２「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
* 音声・言語機能障害 →『３「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
* そしゃく機能障害 →『４「そしゃく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

１　「聴覚障害」の状態及び所見

1. 聴力（会話音域の平均聴力レベル）　(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載

|  |
| --- |
| 右　　　　　　　　　　dＢ |
| 左 dＢ |

する）

ア　純音による検査

オージオメータの型式

500　　1000 　 2000 　　Hz

1.  障害の種類

|  |
| --- |
| 伝　音　性　難　聴 |
| 感　音　性　難　聴 |
| 混　合　性　難　聴 |

0

10

20

30

40

50

60

70

80

90

100

(3)　鼓膜の状態

　　　　　 （右）　　　　　（左）



dB

イ　語音による検査

|  |  |
| --- | --- |
| 語音明瞭度 | 右　　　　　　　％ |
| 左　　　　　　　％ |

(5)　身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況　　　　　　　　　　　有　　・　　無

　　（注）２級と診断する場合、記載すること。

２　「平衡機能障害」の状態及び所見

３　「音声・言語機能障害」の状態及び所見

４　「そしゃく機能障害」の状態及び所見

1. 障害の程度及び検査所見

　　　　下の「該当する障害」の□に✓を入れ，さらに①又は②の該当する□に✓又は（　）内に必要事項を記述すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 「該当する障害」 | □　そしゃく・嚥下機能の障害 |
| 　　 →「①　そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。 |
| □　咬合異常によるそしゃく機能の障害 |
| 　 　→「②　咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。 |

1. そしゃく・嚥下機能の障害

a　障害の程度

□　経口的に食物等を摂取できないため，経管栄養を行っている。

□　経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため，経管栄養を併用している。

□　経口摂取のみで栄養摂取が出来るが，誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内

容・摂取方法に著しい制限がある。

□　その他

b　参考となる検査所見

　 ア　各器官の一般的検査

　　　<参考>　各器官の観察点

　　　　　・口唇，下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常ないしは病的反射

　　　　　・　舌　：形状，運動能力，反射異常

　　　　　・軟口蓋：挙上運動，反射異常

　　　　　・声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯留

* 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を

詳細に記載すること。）

イ　嚥下状態の観察と検査

　　　<参考１>　各器官の観察点

　　　　　・口腔内保持の状態

　　　　　・口腔から咽頭への送り込みの状態

　　　　　・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態

　　　　　・食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

　　　<参考２>　摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

　　　　　・摂取できる食物の内容（固形物，半固形物，流動食）

　　　　　・誤嚥の程度（毎回，２回に１回程度，数回に１回，ほとんど無し）

* 観察・検査の方法

□ エックス線検査（ ）

□ 内視鏡検査（ ）

□ その他（ ）

* 所見（上記の枠内の＜参考１＞と＜参考２＞の観察点から，嚥下状態について詳

細に記載すること。）

1. 咬合異常によるそしゃく機能の障害

　a　障害の程度

□　著しい咬合障害があり，歯科矯正治療等を必要とする。

□　その他

b　参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

　　ア　咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

　イ　そしゃく機能（口唇・口蓋裂では，上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

1. その他（今後の見込み等）
2. 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。）

1. 「そしゃく機能の喪失」（３級）とは，経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能

の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷･腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく

筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

1. 「そしゃく機能の著しい障害」（４級）とは，著しいそしゃく・嚥下機能または，咬合

異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷･腫瘍切除等による顎（顎関節を含む），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく

筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

□　口唇･口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

1. 聴力障害の認定にあたっては，JIS規格によるオージオメータで測定すること。

dB値は，周波数500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a，b，cとした場合，

$ \frac{ a+2b+c}{4}$　の算式により算定し，a ，b ，c のうちいずれか１又は２において100dＢの音

が聴取できない場合は，当該dB値を105dBとして当該算式を計上し，聴力レベルを算定する

こと。

1. 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，「歯科医師による診断書・意見書」

（別様式）の提出を求めるものとすること。

1. 小腸機能障害を併せもつ場合については，必要とされる栄養摂取の方法等が，どちらの障

害によるものであるか等について詳細に診断し，該当する障害について認定することが必要

である。